

(第37号議案)

中野区保育所条例(昭和36年中野区条例第3号)の一部を改正する条例

(新旧対照表)

改正案	現行
(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のとおり設置する。 名称 位置 (略) 中野区宮園保育園 <u>東京都中野区中野一丁目58番9号</u> 中野区大和保育園 <u>東京都中野区若宮一丁目1番2号</u> (略) 中野区南台保育園 <u>東京都中野区弥生町六丁目2番17号</u> (略) 第2条~第7条 (略) 付 則 (略)  附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のとおり設置する。 名称 位置 (略) 中野区宮園保育園 <u>東京都中野区中野一丁目21番6号</u> 中野区大和保育園 <u>東京都中野区大和町四丁目42番4号</u> (略) 中野区南台保育園 <u>東京都中野区南台三丁目35番2号</u> (略) 第2条~第7条 (略) 付 則 (略)